

「雇用対策法施行規則の一部を改正する省令案要綱」
及び「雇用対策法施行規則附則第九条第一項の規定に
基づき厚生労働大臣が定める都道府県知事を定める
告示案要綱」

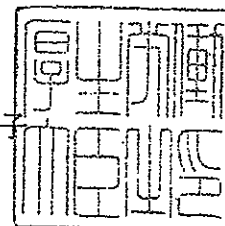
厚生労働省発職0704第1号

平成24年7月4日

労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働大臣 小宮山洋子



別紙「雇用対策法施行規則の一部を改正する省令案要綱」及び「雇用対策法施行規則附則第九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める都道府県知事を定める告示案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用対策法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 都道府県知事との協定の締結等

一 厚生労働大臣は、当分の間、試行的に、都道府県知事（厚生労働大臣が定めるものに限る。以下同じ。）と、当該都道府県内に所在する一つの公共職業安定所（以下「協定公共職業安定所」という。）の業務に関する事項について、当該都道府県の都道府県労働局長（以下「協定都道府県労働局長」という。）が必要な措置を講ずること等により、国の行う職業指導及び職業紹介の事業等と都道府県の講ずる雇用に関する施策が密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるようにするための協定を締結するものとする。

二 都道府県知事は、一の協定の実施のために必要があると認めるときは、その必要な限度において、協定都道府県労働局長に対し、協定公共職業安定所の業務に関する事項について必要な指示をすることができるものとする。

三 協定都道府県労働局長は、二の指示の内容について、法令又は予算に違反する場合その他の当該指示の内容について協定公共職業安定所の業務に反映させない合理的な理由がある場合を除き、当該業務に

反映させるような必要な措置を講ずるものとする。

四 都道府県知事は、三の場合に該当しないと認める場合であつて、協定都道府県労働局長が二の指示の内容について三の措置を講じないときは、厚生労働大臣に対し、協定都道府県労働局長に対して当該指示の内容について三の措置を講ずるよう命ずることを要請することができるものとする。

第二 施行期日

この省令は、平成二十四年十月一日から施行するものとする。ただし、第一の一については、公布の日から施行するものとする。

雇用対策法施行規則附則第九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める都道府県知事を定める告
示案要綱

雇用対策法施行規則附則第九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める都道府県知事は、埼玉県知事
及び佐賀県知事とすること。